

加賀市「(仮称) 楽しい遊び場」整備工事（遊具設備工事）

— 要求水準書 —

平成 29 年 7 月

加賀市

要求水準書

1 要求水準書の意義

この要求水準書は、「(仮称) 楽しい遊び場」整備工事（遊具設備工事）に係る公募型プロポーザルの参加者に求める企画提案の前提条件となる要求水準を示すものである。

公募型プロポーザルの参加者は、この要求水準書に明記されている事項（以下「要求水準」という。）を満たした上で、本工事に関する企画提案を行うことができる。

また、本工事の工事請負者は、工事期間にわたり要求水準を遵守しなければならない。

2 工事内容

(1) 工事名 「(仮称) 楽しい遊び場」整備工事（遊具設備工事）

(2) 工事内容

①遊具設備設置（詳細図面等作成・製作・据付・基礎・補強等を含む）一式

②安全施設設置（セーフティマット、安全柵、使用上の注意看板等）一式

3 要求水準

(1) 目的物に関する事項

①工事箇所 加賀市山田町地内 旧加賀市中央公園体育館

②対象年齢 1歳～12歳とする。

③遊具等の配置エリア

(ア) 乳幼児用遊具エリア（1歳～3歳対象）

(イ) 幼児用遊具エリア（3歳～6歳対象）

(ウ) 児童用遊具エリア（6歳～12歳対象）

(エ) フリースペース

(2) 各エリアの設置予定遊具等

①【児童用遊具エリア】（6歳～12歳対象）

(ア) 大型複合遊具A（大型ネット遊具）

・体育館の高さや吹き抜け空間を有効活用したものとすること。

・1階アリーナ、2階ギャラリーをつなぐ動線とすること。

(イ) らせんすべり台など

・2階ギャラリーから1階アリーナへ降下できること。

(ウ) テントすべり台など

(エ) その他

・階段タワーなど

②【幼児用遊具エリア】（3歳～6歳対象）

(ア) 複合遊具B

(イ) その他

- ・単品遊具（シーソー、スプリング遊具など）

※ シーソー等を配置する場合は、可動部等との衝突対策として、硬い素材を使用しないこと。

③ 【乳幼児用遊具エリア】（1歳～3歳対象）

(ア) 複合遊具C

(イ) その他

- ・単品遊具（バランス平均台、ミニブリッジなど）

※1 乳幼児用遊具エリアは、境界柵を設け保護者と一緒に遊ぶことを前提とし、床面はクッション床、境界にはクッションベンチ等の検討を行い、遊具には年齢に応じた柔らかい素材等を使用すること。

※2 オリジナルアイテムの配置や床面へのイラスト等を検討し、保護者と一緒に共感できるストーリー性のあるスペースを演出すること。

※3 ボールプール、トンネル遊具は、原則として配置を不可とする。

④ 【フリースペース】

- ・ボルダリングなど

【共通事項】

※1 企画提案等は、「楽しい遊び場」構想 基本計画をベースに行うこと。

※2 _____部は、必須遊具として配置すること。

※3 アリーナ内の中心部に保護者等の見守り・休憩所等として、配置遊具と調和した移動可能なベンチを配置すること。

※4 契約上限価格の範囲内で、追加して実施可能な遊具等の提案があれば積極的な追加を求める。

※5 本要求水準書を満たす限りにおいて、自由な企画提案（技術提案）を行うことができるものとし、参加者の創意工夫を期待する。

(3) 設計指針

- ①各遊具の分りやすい位置に対象年齢を示すシールを貼付すること。
- ②遊具の材質は、使用期間が長寿命化するよう耐久性・耐食性に優れ、ライフサイクルコストを考慮したものとすること。
- ③遊具は、維持管理（部品の交換・修繕等）が容易な材質・構造とし、交換部品等の調達が迅速かつ容易なものとすること。
- ④各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内板を適切に配置し、安全性を考慮すること。

- ⑤遊具の規準等は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針【国土交通省】」に基づき、「遊具の安全に関する規準（最新版）【JPFA-SP-S】」又はこれと同等の規準を満たすものとすること。
- ⑥安全な利用を確保する観点から、障害物や動線の混乱による衝突をなくすため、安全領域を十分確保すること。
- ⑦アリーナの床面が遊具の設置面となるが、遊具の落下高さに応じた衝撃吸収性を有する素材を設置面に敷設すること。なお、敷設の範囲は遊び要素ごとの安全領域以上とすること。
- ⑧上記の他、安全な利用を確保するため、各遊具エリア（フリースペースは除く。）にクッション性のあるシート状床材を敷設すること。なお、敷設にあたっては、各遊具エリア毎に配置する遊具に合わせたゾーン形成や動線等を考慮したものとし、子どもたちが喜ぶ配色やデザイン等にも配慮すること。

(4) 施工に関する事項

施工計画が適正であること。

(5) 契約上限価格

100,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 企画提案を求める範囲

- (1) 目的物のイメージ・デザイン・構造形式・機能
- (2) 目的物の規模・種類・配置・リピート率
- (3) 安全性を高める工夫
- (4) 維持管理を容易・経済的にするための工夫
- (5) 現場における施工計画

※上記の項目について総合評価を行うため、別添の加賀市「(仮称) 楽しい遊び場」整備工事（遊具設備工事）提出書類【企画提案資料】に示す書類一式を求める。

5 施工条件

(1) 工期

契約締結日の翌日から平成30年2月28日まで

(2) 搬入道路

中央公園体育館正面及び同東側、同西側の公園園路から

(3) 施工時間帯

原則として8時30分～17時（管理者が認める場合はこの限りでない。）

(4) 共通仕様等

①設計図書の他、下記に示す図書の該当事項に準じて施工すること。

(ア) 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版」

(イ) 「建築物解体工事共通仕様書 平成24年版」

- (ウ) 「建築工事標準詳細図 平成 28 年版」
- (エ) 「營繕工事写真撮影要領 平成 28 年版」
- (オ) 「營繕工事電子納品要領 平成 24 年度版」

以上 国土交通省大臣官房官庁營繕部監修

(カ) その他、当該工事に必要と思われる仕様書

②工事受注後は「加賀市建設工事に係る業務委託標準請負契約約款」ならびに「加賀市建設工事標準請負契約約款」に基づき速やかに着手すること。

③製作工場内等における遊具の品質確認検査（部材塗装前の溶接状況、塗装厚確認等）・竣工時の社内検査（出来高確認）の状況写真を提出すること。

(5) 建設副産物

現場から建設副産物が発生した場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律ならびに廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適正に運搬・処分すること。

(6) 安全管理等

①当該工事は、総合公園内の施設内工事であるが、公園及び園内各施設の利用者の安全を第一とすること。

②遊具等搬入に伴い工事車両が通行の際は、交通誘導員を配置する等十分な安全対策を講じること。

③工事の施工にあたっては、別に発注する「建築工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」の請負者と十分協議、調整を行うこと。

④工事施工に伴い、公園施設等を破損した場合は、請負者により補修等を行うこと。

6 参考資料

- (1) 配置図 【資料 1】
- (2) 仕上表 【資料 2】
- (3) 1階平面図 【資料 3】
- (4) 2階平面図 【資料 4】
- (5) 断面図 1 【資料 5】
- (6) 断面図 2 【資料 6】
- (7) 基礎伏図 【資料 7】
- (8) 基礎・地中梁図（既存） 【資料 8】
- (9) 梁伏図 【資料 9】
- (10) 部材リスト（既存） 【資料 10】
- (11) 加賀市「楽しい遊び場」構想 基本計画 一屋内遊び場・屋外遊び場— 【資料 11】

※その他必要となる書類等がある場合には、担当部署へ申し出ること。